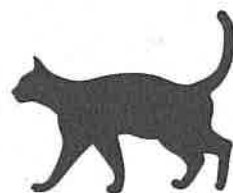


野良猫にエサをあげないでください

野良猫を増やさないため野良猫へのエサやり禁止
と飼い猫の屋内飼育・不妊去勢手術にご理解ご協力を
をお願いします。

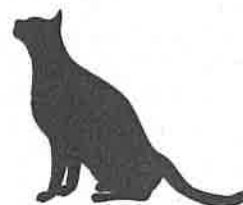
銚子市における「猫」の実情

- ・家の庭で猫が糞尿をして困っている。
- ・家の庭で子猫が生まれて困っている。
- ・誰かが餌をあげたままに（置き餌）するのでカラスがくる。
主にこの様な内容のご相談をいただいております。



野良猫にエサをあげている方へ

猫にエサをあげないと、かわいそうとお考えの方は、
家族の一員として迎えてみてはどうでしょう♡



- 飼い主のいない猫（野良猫）が増え続ける要因は
 - ・ 飼い主に捨てられた。（引っ越しで飼えなくなった、出産で子猫が生まれた）
 - ・ 屋外に出ている飼い猫の出産。
 - ・ 飼い主のいない猫（野良猫）による出産。
- 飼い猫であっても不妊去勢手術を済ませていない場合、屋外へ自由に出られる環境ですと、繁殖の可能性が高く、外で糞尿もするためご近所トラブルの原因になります。
- 猫は室内という狭いなわばりでも十分飼うことができます。かえって外に出してあげないとかわいそうと思い飼い猫を外で自由にさせると、ケガや病気、ご近所トラブルなどの原因となります。

不法投棄や

野焼きは犯罪です！

○不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理(市の指定ごみ袋に入れて決められたごみステーションに出す等)しないで、みだりに道路や山林、空き地などに捨てる行為です。

不法投棄は、私たちの住むまちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与える悪質な行為です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で不法投棄を禁止するとともに、重い罰則を定めています。

○野外焼却(野焼き)とは、廃棄物を法律に定められた構造基準を満たす焼却設備を用いずに燃やすことです。

野外焼却(野焼き)は、一部の例外を除き禁止されています。

煙・スス・悪臭等によりご近所に迷惑をかけるばかりではなく、塩化水素やダイオキシン類などの有害物質発生や火災の危険もあります！

野外焼却をした場合も罰則があります。

●不法投棄や野焼きをした場合の罰則●

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

(法人の場合は3億円以下の罰金)